

【速報】個人所得税法改正後の会社の源泉徴収義務について

中国では、2019年1月1日より改正された個人所得税法（以下、“改正法”とします。）が施行されています。今回の改正では、給料・賃金所得が特許料所得や労務所得などとともに総合所得課税の対象とされ、1年間（課税年度：1月1日～12月31日）で所得を計算して課税されることとなりました。一方、給料・賃金や労務費を支給する会社は、改正前と同様に個人所得税の源泉徴収義務が課せられますが、源泉徴収すべき税額の計算は改正前よりも複雑となっています。今回は、個人所得税改正後における会社の源泉徴収義務について説明します。

1. 会社による個人所得税の源泉徴収

会社が従業員に対して給料・賃金を支給する場合には、会社は、個人所得税法及びその他の法令に基づいて個人所得税を計算し、計算された個人所得税額を給料・賃金から差し引いて（控除して）支給しなければなりません。これを会社による個人所得税の「源泉徴収義務」と言います。これに加えて、会社は、毎月、国に対して源泉徴収した個人所得税を申告、納税する義務を負っています。

2. 源泉徴収金額の計算方法

会社が源泉徴収すべき個人所得税額については、毎月、従業員に対して支給する給料計算のたびに計算しなければなりません。この源泉徴収すべき個人所得税額の計算方法は、以下の通りとなります。

■ 当月の給料・賃金から源泉徴収すべき個人所得税の計算方法

$$\text{【累計所得金額(※1)】} \times \text{【源泉徴収税率】} - \text{【速算控除数】} - \text{【源泉徴収累計額(※2)】}$$

(※1) 累計所得金額は、当年1月1日から当月末までの当社が支給する給料・賃金に関する累計所得金額となります。

(※2) 源泉徴収累計額は、当年1月1日から前月末までに当社が支給する給料・賃金に関して源泉徴収された個人所得税額の累計金額となります。

■ 累計所得金額の計算方法

$$\text{【給料・賃金支給総額累計額(※3)】} - \text{【基礎控除累計額(※4)】} - \text{【専項控除累計額(※5)】}$$

(※3) 給料・賃金支給総額累計額は、当年1月1日から当月末までに当社が支給する給料・賃金総額の金額となります。

(※4) 基礎控除累計額は、5,000元/月に当年1月から当月までの月数を乗じた金額となります。

(※5) 専項控除累計額は、当該従業員が適用を受ける専攻控除について、法定される月額控除数に当年1月から当月までの月数を乗じた金額となります。

■給料・賃金所得に関する源泉徴収税率表

累計所得金額 (単位:元)	税率	速算控除数
0 ~ 36,000 以下	3%	0
36,000 ~ 144,000 以下	10%	2,520
144,000 ~ 300,000 以下	20%	16,920
300,000 ~ 420,000 以下	25%	31,920
420,000 ~ 660,000 以下	30%	52,920
660,000 ~ 960,000 以下	35%	85,920
960,000 ~	45%	181,920

3. 注意事項

改正前は、従業員が給料・賃金の支給を受けた場合、原則としてこれを支給する会社が個人所得税を源泉徴収して申告、納税することにより個人所得税の課税が完結していました。これに対して、改正後は、会社が個人所得税を源泉徴収して申告、納税するだけでは課税が完結せず、課税年度（1月1日～12月31日）終了後に個人が給料・賃金所得を含む総合所得に関する個人所得税額を申告、納税することにより課税が完結することになります。このような改正法の下で行われる会社による個人所得税の源泉徴収、納税は、個人所得税の“予納”の意義を有することになります。特に、改正法で新たに設けられた専項控除と呼ばれる各種控除（子女教育、住宅ローン金利、その他合計6項目の所得控除）については、従業員個人の意思に基づき、必ずしも源泉徴収の申告に反映させる必要がないこととされています。仮にこれら専項控除を源泉徴収の申告に反映させず、課税年度終了後に従業員個人が専項控除を反映させた総合所得の申告をする場合には、源泉徴収された税額の一部が還付されることになる点について注意が必要です。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
 住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
 電話番号: +86-21-5237-6737
 E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>